

(平成24年2月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山形地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和54年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年9月30日から同年10月1日まで

A社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が昭和54年9月30日になっているが、末日まで在籍し、厚生年金保険料が給与から差し引かれているので、申立期間について被保険者であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立期間当時の事務担当者の供述から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人から提出された預金通帳によれば、当該事業所から昭和54年9月分の給与の振込みが確認できる上、その振り込まれた金額は、厚生年金保険料を控除されていた前月と同額であることが確認できる。

さらに、上記の事務担当者は、「職員が退職する時には、退職日を月末日にするか、月末日の前日にするかにより社会保険料の負担が違うことを説明し、本人の希望を確認していた。申立期間に係る厚生年金保険料を控除していたのであれば、申立人は、申立期間に在籍していたと思われる。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和54年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、10万4,000円とすることが妥

当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が保管している、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、申立人の資格喪失日は、昭和 54 年 9 月 30 日と届け出られていることが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年 9 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 5 月から 63 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 5 月から 63 年 6 月まで

私の父は、私が 20 歳になった昭和 61 年*月頃に私の国民年金の加入手続を行い、その後、毎月、国民年金保険料を納付したことを記憶しているので、申立期間について、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年*月頃に国民年金の加入手続を行ったと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人と連続して国民年金手帳記号番号を払い出されている任意加入者の資格取得日から、平成 2 年 7 月頃に払い出されたものと推認できることから、この時点で、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することはできない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、加入手続を行った後、毎月、国民年金保険料を納付したと述べているところ、オンライン記録によれば、平成 2 年 8 月以降の国民年金保険料は毎月納付していたことが確認できること、及び同年 8 月 15 日に、その時点で時効になっていなかった申立期間直後の昭和 63 年 7 月から平成 2 年 7 月までの国民年金保険料を一括して納付していることが確認できることから、申立人の加入手続は 2 年 7 月頃に行われ、この一括納付の時点においても、申立期間の保険料は時効により納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間についての国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 5 月 30 日から 46 年 3 月 15 日まで
② 昭和 46 年 3 月 15 日から 53 年 12 月 25 日まで

申立期間①はA社に勤務し、申立期間②はB社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社は、オンライン記録及び事業所名簿において、該当する事業所名及び類似の事業所名は無く、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、商業登記簿においてもA社は確認できない上、申立人から聴取しても事業主及び同僚の氏名を記憶していないため、申立期間①に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

申立期間②について、オンライン記録によれば、B社は平成8年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、B社は、平成16年2月29日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主も既に死亡している上、申立人が記憶している同僚の所在も不明であるため、申立期間②に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認することができなかった。

このほか、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険

料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山形厚生年金 事案 1358 (事案 977 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年頃から 55 年頃までの約 5 年間

申立期間において、前回、3つの事業所に係る申立てを行ったが、いずれの事業所についても年金記録の訂正は認められないとの通知があった。

しかし、私は、この3つの事業所のほかにも、申立期間にA県内のB社と名の付く会社で、C業務やD業務担当として働いていたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) E社は、所在地が特定できない上、オンライン記録上、厚生年金保険の適用事業所として確認できる同名の事業所の事業主及び被保険者に照会しても、申立人の勤務実態は確認できないこと、ii) F社は、オンライン記録上、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い上、元役員に照会しても、申立人の勤務実態は確認できないこと、iii) G社は、現在は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も既に死亡している上、同僚に照会しても申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び回答は得られないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 4 月 1 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、A県内の「B社」と名の付く会社に勤務していたと述べているものの、申立人は、事業所の所在地、事業主及び同僚の氏名を記憶していないため、申立事業所を特定することができない。

また、オンライン記録及び適用事業所検索システムによれば、申立期間当時、事業所名に「B社」を含むA県内の厚生年金保険の適用事業所は4社該当するものの、うち3社は昭和 50 年以前に適用事業所でなくなっている上、

いずれの事業主も既に死亡又は連絡先が不明であることから申立ての事実を確認することができないほか、親会社が存続している1社は、「申立人が担当していたというC業務やD業務は行っていなかった。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、当委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。